

防府市農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱

平成19年4月2日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、国実施要綱第5に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）が実施する農地・水・環境保全向上対策事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費の区分及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする地域協議会は、補助金交付申請書（別記第1号様式）により市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 地域協議会は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれるうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該地域協議会に対し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた地域協議会は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定は、なかったものとみなす。

(事業変更の承認)

第6条 第4条の規定により交付決定を受けた地域協議会は、事業に要する経費の配分又は事業の内容(事業計画の内容)について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項でいう重要な変更とは、別表2に定める事項とする。

(事業の遂行状況の報告)

第7条 地域協議会は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在における事業の遂行状況を、当該年度の1月16日までに、遂行状況報告書(別記第4号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 地域協議会は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定による交付の申請をした地域協議会は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定による交付の申請をした地域協議会は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した地域協議会については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別記第7号様式)で速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、次条により額が確定した日の翌年5月31日までに、同様式により、市長に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、事業者が消費税を納める義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の市長への提出をもって消費税等相当額報告書による報告とみなすことができる。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該地域協議会に対し、補助金額確定通知書(別記第8号

様式)により通知するものとする。

(概算払)

第10条 地域協議会は、市長が必要と認めたときは、第4条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金の交付を受けることができる。この場合、地域協議会は、概算払請求書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

(流用の禁止)

第11条 地域協議会は、別表1の事業の欄に定める事業の経費は相互に流用してはならない。

(書類の保管)

第12条 地域協議会は、補助金の対象経費である交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物等を適切に保管し、市が求める場合には、開示しなければならない。

2 地域協議会は、補助金の交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経理書類を保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 地域協議会が法令又はこの要綱に違反した場合

(2) 地域協議会が補助金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 地域協議会が事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項による取消しをした場合には速やかに当該地域協議会に通知する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則(防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)

1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業	経費	補助率
1 共同活動支援交付金	地域協議会が対象組織に対し交付する経費	別表 3 のとおり
2 向上活動支援交付金	(1)長寿命化対策 地域協議会が対象組織に対し交付する経費	別表 4 のとおり
	(2)高度な農地・水の保全活動 地域協議会が対象組織に対し交付する経費	別表 5 のとおり
	(3)地域資源保全プランの策定 地域協議会が対象組織に対し交付する経費	1 組織当たり 125,000円
	(4)活動組織の広域化・体制強化 地域協議会が対象組織に対し交付する経費	1 組織当たり 100,000円

別表 2

事業	重要な変更
	事業内容の変更
1 共同活動支援交付金	対象農用地面積の増減
2 向上活動支援交付金	支援農用地面積の増減

別表 3

対象農用地の地目別面積（a 単位）×地目別補助単価（10 a 当たり）	
地目	補助単価 (10 a 当たり)
田	1,100円
畑	700円
草地	100円

補助単価は、国実施要綱別紙 1 の第 8 の 2 によって定める上限額。また、廃止前の農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知）又は農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1777 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、市と締結した協定に協定の対象となる資源として位置付けて共同活動を平成 23 年度までに実施した地域又は共同活動の実施期間が 5 年未満で向上活動に取り組む地域については、表中の補助単価に 0.75 を乗じて得た額を補助単価とする。

別表 4

対象農用地の地目別面積（a 単位）×地目別補助単価（10 a 当たり）	
地目	補助単価 (10 a 当たり)
田	1,100円
畑	500円
草地	100円

補助単価は、国実施要綱別紙 2 の第 6 の 2 の (1) によって定める上限額。

別表 5

- 1 農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成 24 年 4 月 6 日 23 農振第 2343 号。以下「実施要領」という。）第 2 の 8 の (2) のイに定める面積ポイント（以下「面積ポイント」という。）が 750 未満の場合

実施要領第 2 の 8 の (2) のアに定める合計ポイント	補助単価 (1 組織当たり)
75 ポイント以上 150 ポイント未満	125,000 円
150 ポイント以上 225 ポイント未満	250,000 円
225 ポイント以上 300 ポイント未満	375,000 円
300 ポイント以上	500,000 円

2 面積ポイントが 750 以上の場合

対象農用地の地目別面積（a 単位）×地目別補助単価（10 a 当たり）

地目	補助単価（10 a 当たり）			
	750 面積ポイント以上 1,500 面積ポイント未満	1,500 面積ポイント以上 2,250 面積ポイント未満	2,250 面積ポイント以上 3,000 面積ポイント未満	3,000 面積ポイント以上
田	125 円	250 円	375 円	500 円
畑	125 円	250 円	375 円	375 円

国実施要綱別紙 2 の第 6 の (2) のイに基づき、一対象組織当たりの補助額の上限は 500,000 円とする。

国実施要綱別紙 2 の第 6 の 2 の (2) のエに基づき、事業実施主体が農地・水・環境保全組織である場合には、一集落当たりの補助額の上限は 500,000 円とする。

別記第1号様式（第3条関係）

年度農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長 様

〔地域協議会〕

住所

団体名

代表者名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱第3条の規定により、金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

（1）共同活動支援交付金交付計画（又は実績）

（単位：a、円）

区 分	対象農用地面積	交付額			
		国	県	市	合計
田					
畑					
草地					
計					

※ 対象組織別の内訳を添付のこと。

(2) 向上活動支援交付金交付計画 (又は実績)

(単位：a、円)

区 分	対象農用地面積	交付額			
		国	県	市	合計
長寿命化対策					
田					
畑					
草地					
高度な農地・水の保全活動					
田					
畑					
地域資源保全プランの策定					
活動組織の広域化・体制強化					

※ 対象組織別の内訳を添付のこと。

3 経費の配分

(単位：円)

区分	補助金に係る 事業に要する 経費 (又は補助金 に係る事業に 要した経費)	負担区分			
		国	県	市	合計
1. 共同活動支援交付金					
2. 向上活動支援交付金					
計					

4 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

年 月 日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
1. 共同活動支援交付金					
(1) 国費					
(2) 県費					
(3) 市費					
2. 向上活動支援交付金					
(1) 国費					
(2) 県費					
(3) 市費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
1. 共同活動支援交付金					
(1) 国費					
(2) 県費					
(3) 市費					
2. 向上活動支援交付金					
(1) 国費					
(2) 県費					
(3) 市費					
計					

※交付申請額の右側に括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別記第2号様式（第4条関係）

年度 農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

地域協議会 様

防府市長 印

年 月 日付で申請のあったこのことについて、防府市農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

補助金 円

（附帯条件）

別記第3号様式（第6条関係）

年度農地・水・環境保全向上対策事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長

〔地域協議会〕

住所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり計画
を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、防府市農地・水・環境保全向
上対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

※ 金額の変更のない場合は〔 〕の部分は除くこと。

※ 記載事項については、別記第1号様式の記に準ずる。

また、変更内容が容易に比較対照できるよう、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は、
変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記第4号様式（第7条関係）

年度 農地・水・環境保全向上対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長

〔地域協議会〕
住所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、防府市農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金に係る事業の遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況

区分	計画 A	出来高 B	進捗度 B/A	備考
1. 共同活動支援交付金 市費	円	円	%	
2. 向上活動支援交付金 市費				

年度農地・水・環境保全向上対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長

〔地域協議会〕
住所
団体名
代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知（及び 年 月 日付け第
号で変更通知）のあった補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、防府市農
地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱第8条の規定によりその実績を報告します。

（なお、併せて精算額 円の交付を申請します。）

記

- ※ 記載事項については、別記第1号様式の記に準ずる。
- ※ 補助金交付の決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は変更後の内容等）並
びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計
画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括
弧書きで上段に記載すること。
- ※ 交付申請額の右側に括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した
場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかで
ない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別記様式第6号（第7条及び第10条関係）

年度農地・水・環境保全向上対策事業補助金概算払請求書

番 年 月 号 日

（宛先）防府市長

〔地域協議会〕

住所
団体名
代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった防府市農地・水・環境保全対策事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく請求します。
なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

区 分	市の補助金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了 予定年月日	備 考
1. 共同活動支援交付金	円	円	円	円		
2. 向上活動支援交付金						
(1)長寿命化対策						
(2)高度な農地・水の保全活動						
(3)地域資源保全プランの策定						
(4)活動組織の広域化・体制強化						
計						

注：交付決定が変更された場合は、備考欄にそのすべてを記入すること。

別記第7号様式（第8条関係）

年度農地・水・環境保全向上対策事業補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

（宛先）防府市長

〔地域協議会〕
住所
団体名
代表者名

印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業について、防府市農地・水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり補助金に係る事業の遂行状況を報告します。

記

1 要綱第9条の補助金の額の確定額 （年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 交付金返還相当額	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること

なお、地域協議会又は対象組織が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・地域協議会又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 []

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 []

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・地域協議会又は対象組織が、法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・簡易課税制度の適用を受ける地域協議会又は対象組織の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・地域協議会又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記第8号様式（第9条関係）

年度農地・水・環境保全向上対策事業補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

地域協議会 様

防府市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった農地・水・環境保全向上対策事業補助金について、
水・環境保全向上対策事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり交付額を確定
したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円